

## 米子市地域福祉計画の骨子案

井上徹

- 1、住民のニーズに適い、縦割りでなく、財政的にも持続可能な、生活支援の仕組みを生活圏域（概ね中学校区）ごとに作ることを目標とする。
- 2、上記1の実現には、市が地域福祉計画全体を適切に管理・運営する下記のような仕組みが必要
  - (1) 高齢・障がい・子ども・生活困窮等の複数分野を統括・調整する機能を市が持ち、市が本来行うべき公益的相談（地域包括支援センター・障がい者一般相談等）は民間委託でなく市直営で行う。
  - (2) 複数分野の支援＝「総合支援」が可能な人材を市が育成し、公益的相談（地域包括センター・障害者一般相談等）に従事させる。
  - (3) 市が福祉サービス全体を適切に調整できる機能を持つ。  
具体例＝必要に応じて介護・障がい福祉サービスの総量規制を行い、併せて重度者対応の充実を実施する方策を検討する。
- 3、行政・住民・支援事業者が協働できる仕組みを工夫する。
- 4、住民を育成・支援する仕組みを作り、住民が主体的に運営する地域の居場所作り（最低でも中学校区に1カ所）等に取り組む。
- 5、支える側の人間が不足・枯渇しない仕組みを検討する。
- 6、10年後のヴィジョン・到達目標を描く役割が必要

## 地域福祉計画のすすめ方

- 1、行政・住民・事業者が参加する「話し合い・勉強の場」づくり
- 2、総合支援モデル事業や地域共生型住民主体の事業等の実践活動
- 3、長期的ヴィジョンを描き、同時に上記1・2の実現に向けて実務的に取り組む「(仮称)地域共生社会推進会議」を結成する。

## 平成 29 年度に取り組む課題

- 1、地域福祉計画具体案作成やモデル事業等実践活動の準備を行う  
事務局的な部署を作り、実践を交えながらの合意形成を目指す。

①事務局は米子市福祉政策課が担当する

②各分野の専門家等を交えた、地域福祉計画の具体案検討グループ（仮称・地域共生社会推進会議）を作り、長期ヴィジョンに基づいた具体案を作る。

\*地域共生社会推進会議のメンバーは5～10名程、構成員は市の担当職員・総合支援モデル事業等の実践活動を行う者・障がい者や介護家族等・その他必要な専門家等。

⇒月に1～2回程度「地域共生推進会議」を開催し、地域福祉計画の具体案づくり・総合支援モデル事業の実践の準備等を行う。

③出来上がった具体案を地域福祉計画策定委員会に提案し承認を得る。

- 2、行政・事業者・住民＋福祉職員、各層向けの学習会を開催

①行政向けの学習会（事業者や住民の前に行政職員の意識変革が必須）

A、市福祉保健部職員の総合支援賛同者を増やす学習活動が重点課題。

\*市の職員が「事業者や住民に総合支援転換を説く」状況を作ることが課題

\*学習活動の具体案＝「地域共生推進会議」のメンバーが講師になり学習を行う

②行政・事業者・住民向けの学習会

B、「生活支援スキルアップ研修会」で総合支援転換を図る方法を検討する

C, 厚生労働省専門官（又は榊屋敬吾）を呼び、今後の国の方向を啓発する

### ③事業者向けの学習会

A, 高齢・障害・児童全分野の社福が参加する、社会福祉法人連絡協議会を結成し定期開催し、国の動向を学習し、現状の課題・今後の対応についても協議する。

### ④住民・福祉職員向けの学習会

A, 地域福祉ゼミを昼・夜に開催 \*昼=住民向け \*夜=福祉職員向け

## 3、総合支援に向けての人材育成と連帯感の醸成（29～31年度）

総合支援が出来るよう人材養成研修を行う

- 1、全分野共通の「対人援助基礎研修」⇒支援職員・住民・行政が受講
- 2、生活支援スキルアップ研修⇒支援職員・福祉行政担当者・住民等が対象
- 3、総合支援研修⇒主に総合支援に従事する相談員等が受講
- 4、住民相互の心のケアを行うピアカウンセリング（ファシリテーター型）講習  
⇒心のケアに取り組んでいる、又は取り組みたい、住民等が対象
- 5、地域支え合い活動研修⇒相互扶助活動に関心のある住民が対象

## 4、サービスの供給過剰と職員確保困難対策（継続的に取り組む課題）

- ①社会福祉法人の事業連携（共通の基礎研修を行う）職員教育の一本化
- ②社会福祉法人の事業統合（ 同上 ）の検討
- ③市役所が調整力を発揮し供給過剰の福祉サービス減・不足気味の重度者対応サービス増を行い、併せて職員の質の向上+職員の確保を図る。

\* 重度対応や夜勤対応が可能な職員の質・数、両方とも確保できない

\* 短期間で直ぐ辞める職員が増えている・60代前後の求職者が増えている

## 5、住民パワーの発掘・育成（継続的に取り組む課題）

対策1⇒住民運営の居場所を作り、軽症の人を吸収する

対策2⇒住民運営の共同介護住居を作り、事業者や家族と共同運営する

対策3⇒そのために運営力を持った住民の育成を行う

\* 人材育成住民版「地域を支える活動を行う住民の育成」を官民協働で行う。